

平成 19 年 2 月 6 日
経済社会総合研究所
国民経済計算部

平成 18 年 10－12 月期 1 次 QE における卸売マージン額推計方法の変更について

卸売マージン額の推計には、基礎統計として『法人企業統計調査』（財務省）の卸売業の売上高及び売上原価の系列から求めたマージン率を利用している。その際、1 次 QE 推計作業時期には当該四半期の『法人企業統計調査』の情報が利用できないことから、当該期の推定値として、直近 1 年間（過去 4 四半期分）のマージン率の平均値を用いて、補外推計を行ってきた。（なお、2 次 QE においても作業期間の関係から 1 次 QE で使用したデータを用いている。）

しかし、この方法によるマージン率推計値と、翌四半期 1 次 QE 推計時に利用可能となるマージン率実績値との間で、乖離幅が拡大していることが判明した。

（参考）「法人企業統計調査」 卸売マージン率について

（%ポイント）

	平成 14 年第 1 四半期～ 17 年第 4 四半期	18 年 第 1 四半期	18 年 第 2 四半期	18 年 第 3 四半期
推計値と実績値の 乖離幅	平均 : ▲ 0. 1 8 標本標準偏差 : 0. 4 4	0. 4 8	0. 9 9	1. 1 6

この乖離を修正処理するため、平成 18 年 10－12 月期 1 次 QE（2 月 15 日公表予定）以降当面、1 次 QE 推計時のマージン率の推計方法を以下のように変更する。

（推計方法の変更）

卸売マージンに関し、平成 18 年 10－12 月期 1 次 QE 以降、『法人企業統計調査』の情報が利用できない期の推計マージン率を以下のように変更する。

【変更前】直近 1 年間（4 四半期）の平均マージン率を用いて補外推計する。

【変更後】『法人企業統計調査』から得られた直前期のマージン率を推計当該期のマージン率とする。